

ちば新事業創出ネットワーク 規約

(目的)

第1条 新製品・新技術開発等による新事業・新産業の創出を図るため、低炭素社会や高齢化社会などの新たな社会的課題やニーズについて、企業、大学、公設試験研究機関等による情報提供、意見交換、共同研究・共同開発の促進等を行う場としてちば新事業創出ネットワーク（以下「本会」という。）を設置する。

(活動内容等)

第2条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 情報提供・情報交換
- (2) 共同研究、共同開発の促進
- (3) その他施設見学等の各種活動

2 本会の対象分野は次のとおりとし、横断的な取り組みを促進するものとする。

- (1) ものづくり産業
- (2) 環境関連産業
- (3) 食品関連産業
- (4) IT技術
- (5) バイオ技術
- (6) その他

(会員)

第3条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する次の者で構成する。

- (1) 企業
- (2) 大学、公設試験研究機関等に所属する個人

2 会員の入退会は、事務局に届け出て、会長が決定する。

3 会員は、本会で知り得た企業の秘密等を、他に漏らしてはならない。

4 会員が、本会の目的及び趣旨に違反した場合又は社会通念を逸脱した行為をした場合には、会員を除名できる。

(協力・連携機関等)

第4条 本会の運営は、大学、公設試験研究機関等と協力、連携して行うものとする。

(会長)

第5条 本会に会長を置く。

2 会長は、(財)千葉県産業振興センター理事長とする。

3 会長は、本会を代表し会務を総括する。

4 会長に事故がある時は、会長があらかじめ指定する者が代行する。

(セミナー等の開催)

第6条 事業実施のための総会、セミナー、見学会等は必要に応じて会長が招集し、通知する。

(事務局)

第7条 本会の事務局を、(財)千葉県産業振興センターに置く。

(経費)

第8条 当分の間、会費は徴収しない。ただし、必要に応じて実費を会員より徴収することができるものとする。

2 個別の共同研究・共同開発のための活動経費は、その構成員が負担することとする。

(規約の変更)

第9条 この規約を変更しようとする場合は、総会に諮るものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

(施行日)

1 本規約は、平成22年7月9日から実施する。

(移行措置)

2 平成21年度末に下記の研究会等に属していた会員は、本会の会員とする。

基盤的技術産業活性化研究会、環境新技術開発事業化研究会、高機能性食品開発事業化研究会、先端情報技術活用研究会、福祉・医療機器研究会、ちばバイオネットワーク